

倫 理 規 程

(目 的)

第1条 スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにすると共に、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

本会は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという公益性と社会性を備えた組織団体として、その使命を担っている。

従って、所属する役職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、アマチュアスポーツ団体において、人道的問題（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど）或いは補助金などの不適切な処理または横領など、訴訟にも及ぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であると共に、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会においては、常に公明正大で、且つ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する規律の基本なるべき諸事項を定め、本会に関係する役職員、監督・コーチを含む指導者、本会主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員を始めとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題発生を未然に防ぐため、本規程を設けることとする。

(対象者の範囲)

第2条 この規程における対象は、本会定款第9条に規定する会員（正会員、普通会員、賛助会員）及び第27条に規定する役員（理事、監事）、第64条に規定する事務局職員、定款の施行についての細則第6条に規定する専門委員会の委員（委員長、副委員長、常任委員、委員）とし、以下「本協会関係者」と総称する。

(本協会関係者の責務)

第3条 本協会関係者は定款第3条並びに第5条(1)所定の本協会の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律するよう努めなければならない。

(本協会関係者の倫理綱領)

第4条

1. 本協会関係者は日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。
2. 本協会関係者は相手方の望まない不適切な言動(暴力、セクハラなど)により他人に不利益や不快感を与えてはならず、且つ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 本協会関係者は名誉を重んじ、常に品位を高め本協会の信頼を維持するよう努めなければならない。
4. 本協会関係者は医科学委員会の定める禁止薬物の乱用を行い、又は斡旋・強要をしてはならない。
5. 本協会関係者は、補助金・助成金等を含む経理処理について、公益法人会計基準や本会定款第56条に定める経理規程に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

(違反者に対する処分等)

第5条

1. 本協会関係者が、第4条の規定に違反する恐れがあると認められる場合、専務理事は、自ら又は自ら任命した者をして、直ちに事実関係を調査の上、理事会に対し、その行為を防止するために必要な意見具申を行う。
2. 本協会関係者に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、専務理事は、自ら又は自ら任命した者をして、直ちに事実関係を調査する。
3. 前項の調査の結果、本協会関係者に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、専務理事は、理事会に報告し、理事会の議決をもって然るべき処分を該当者に科すものとする。
4. 前項の処分を行う際には、事前に処分対象者に告知・聴聞の機会を与えた上、処分時においては、書面または電磁的記録により、処分の根拠となる規定、処分理由、処分内容、不

服申立ての機会を処分対象者に示すものとする。

5. 専務理事が、本協会関係者に法令・定款に違反する等の重大な倫理規定違反の疑いがあるとして第2項の調査を開始した場合、審査委員会は、その決議により、当該調査対象者の処分が決定するまでの間、当該調査対象者について、理事・監事としての活動、専門委員会の活動、本部公式大会・地方公式大会・国民体育大会への参加等の当該調査対象者が有する本協会における権利の一部又は全部を留保することができる。
6. 前項により権利の一部又は全部を留保された者は、審査委員会に対し、留保された権利の行使について許可申請を行うことができる。許可申請を受けた審査委員会は、当該調査対象者の倫理規定違反の重大性、専務理事への調査への協力の程度、反省の程度等の諸般の事情を考慮し、留保されていた権利の行使を許可することができる。
7. 処分該当者が、第3項に基づく理事会の処分決定に不服がある場合は、処分決定の通知到着日から6ヶ月以内に限り、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。
8. なお、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対する異議申立てについては、処分取り消しのみならず、選手選考や協会が決定したあらゆる事項が対象となる。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(細 則)

第7条 第5条に基づく処分により科される罰則は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

(附 則)

1. この規程は平成12年5月22日から施行する。
2. この規程は平成16年7月20日から改正施行する。
3. この規程は平成25年7月9日から改正施行する。
4. この規程は令和5年3月6日から改正施行する。
5. この規程は令和6年3月5日から改正施行する。

(*2023年度第4回理事会承認)